

令和 7 年度

埼玉県アレルギー疾患対策の取組について

# 本日の内容

1. 各課の取組内容（令和7年度）
2. アレルギー疾患県民情報提供事業
3. 市町村を対象とした避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会の開催について

# 本日の内容

1. 各課の取組内容（令和7年度）
2. アレルギー疾患県民情報提供事業
3. 市町村を対象とした避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会の開催について

# 1. 正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防のための取組の推進

## (1) 最新の知見に基づく知識や情報の普及

- 国や関係学会、患者団体の作成するセルフケアや対応マニュアル等を、ホームページの整備等により情報提供する

### 疾病対策課 ・拠点病院

疾病対策課及び拠点病院ホームページに、関係する情報を集約して掲載する

- 患者及びその家族を対象にした講演会等により最新の知見に基づく医療の重要性や自己管理、生活環境の整備等に関する正しい知識や情報の提供を行う

### 疾病対策課

県アレルギー疾患医療拠点病院に委託し、一般県民を対象とした講演会等を開催する（年2回程度）

- 患者及びその家族を対象にした講演会等により最新の知見に基づく医療の重要性や自己管理、生活環境の整備等に関する正しい知識や情報の提供を行う

### 疾病対策課

母子健康手帳の交付時や両親学級、乳幼児健康診査等の機会を活用し、出生前から保護者等への保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な自用法提供が実施されるよう、関係機関に対し働きかけを行う。

## (2) 生活環境の改善・アレルゲン等の軽減対策

### ア. 大気環境基準の確保

- ばい煙発生施設等を設置する工場・事業場に対して、法令に基づき立入検査を実施し規制基準の遵守を指導する

### 大気環境課

大気汚染防止法及び県生活環境保全条例に基づき、工場・事業場への立入検査を実施する

- 自動車排出ガス対策として、埼玉県生活環境保全条例に基づき粒子状物質（PM）排出基準に適合しないディーゼル車の運行規制や、アイドリング・ストップを指導する

### 大気環境課

県生活環境保全条例によりディーゼル車の運行を禁止しているため、運行車両の検査や不適合車両の使用者に対する指導を実施する

運転者や事業所にアイドリング・ストップの励行を指導し、排出ガスに含まれる大気汚染物質の排出などを抑制する

- P M 2. 5や光化学オキシダント等大気汚染物質の常時監視測定を行う

## 大気環境課

P M 2. 5や光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（V O C）について、大気汚染防止法や県生活環境保全条例に基づき、排出抑制を推進する

（埼玉県5か年計画で、PM2.5の濃度を国内の環境基準（ $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）より厳しく、近隣都県が掲げる最も厳しい目標値である $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ の達成を目指す。R2年度 $10.3\mu\text{g}/\text{m}^3$  → 令和8年度 $10.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

V O Cを取り扱う事業者に対して、実態に応じた排出削減の取組を促すなど、事業者が自主的に排出を抑制するための取組を進める

P M 2. 5や光化学オキシダント等大気汚染物質の削減対策の推進には、汚染実態の把握が必要であるため常時監視測定を実施し、その結果を県民へ提供する

国や他の地方公共団体と連携し、P M 2. 5の成分分析などの広域調査やV O Cの削減などの効果的な対策を推進する

## イ．花粉症対策

- 間伐、枝打ち等を行うことで、適正な森林整備を進める

## 森づくり課

森林整備をより一層進めることで、花粉発生源対策に寄与する

森林整備事業において、R 4年度～R 8年度までの5年間で12,500ヘクタールの森林を整備する

- 花粉が少なく、初期成長に優れたスギ苗木等の植栽を進め、花粉の飛散量軽減を目指す

## 森づくり課

少花粉スギ採取園の整備により、苗木の生産体制を確立させ、少花粉品種への切り替えを推進する

- 春の花粉飛散量の目安となるスギ林の雄花量をホームページ等により情報提供する

## 森づくり課

### 寄居林業事務所

雄花の着生状況の調査結果をまとめ、2月～5月頃に寄居林業事務所ホームページにおいて情報提供する

## ウ.受動喫煙の防止

- 施設の管理者等に対し、健康増進法の順守について周知啓発を行う

**健康長寿課**      施設の管理者等に対し、説明会等を通じて健康増進法の順守について周知啓発する

- 各種イベントでの啓発やパンフレットの配布により、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響等に関する情報提供を行う

**健康長寿課**      喫煙、受動喫煙の健康への影響等について、イベントやパンフレットの配布を通じて情報提供する

- 受動喫煙防止に関する認証制度により、受動喫煙対策を推進する

**健康長寿課**      法律の規制を上回る全面禁煙に取り組む飲食店や事業所等を県が認証することにより、受動喫煙防止対策を推進する

## エ.アレルギーを含む食品に関する表示等の対策

- 食品の製造・販売事業施設の監視指導を実施し、事業者による食品の自主検査を推進する

**食品安全課**      「埼玉県におけるアレルギー物質を含む食品の安全確保対策指針」に基づき、監視指導を実施する

- アレルギー表示の違反については、当該食品の確実な回収を指導するとともに、回収情報を的確に把握し、ホームページ等を通じて広く県民に注意喚起を行う

**食品安全課**      アレルギー表示の違反があった場合に、確実な回収の指導や食品安全課ホームページを通じた県民への注意喚起を行う

- 事業者や消費者を対象に、食品表示に関する研修や講習会を開催する

**食品安全課**      事業者や消費者、行政職員を対象にした研修、講習会を開催する（年6回程度）

- 保健所において、関係者や県民からの個別相談に対応する

**食品安全課  
各県保健所**      各保健所で、必要に応じて食品安全課と連携し、相談に対応する

## オ.室内環境におけるアレルギー対策

- ダニ、衛生害虫、結露、カビ等の原因や対策に関する情報提供をホームページ、パンフレット等を通じて行う

**生活衛生課** 生活衛生課のホームページにおいて、関連する情報を集約して掲載するとともに、パンフレットによる普及啓発を行う

- 各保健所にシックハウス対策に関する相談窓口を設置し、相談対応を行う他、必要に応じて現地調査を行う

**生活衛生課** 各保健所で、必要に応じて生活衛生課と連携し、相談対応や現地調査を行う  
**各県保健所**

## ２．症状や重症度に応じた適切な医療を受けられる体制の整備

### （１）アレルギー疾患医療体制の整備と医療人材の育成

---

- 医師等医療従事者を対象とした研修会を定期的実施することにより、標準治療を普及し、アレルギー医療の資質の向上を図る

**疾病対策課** 医師、医療従事者を対象とした研修会を開催する（年２回程度）  
**拠点病院**

- 埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会において、拠点病院と専門医療機関、かかりつけ医、薬局との連携体制を検討し整備する

**疾病対策課** 埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会を開催、運営する

**薬務課** アレルギー疾患への対応を含めたかかりつけ薬剤師・薬局を推進する

### （２）アレルギー疾患医療に関する情報の提供

---

- アレルギー疾患を診療する医療機関の情報を取りまとめ、ホームページ等で提供する仕組みを整える

**疾病対策課** 保育園、幼稚園の教諭を対象とした研修会を開催する（年１回）  
**拠点病院**

**疾病対策課** 上記調査結果を疾病対策課ホームページで情報提供する（リンク）

### 3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

#### (1) 患者等の支援に携わる関係者の資質向上

○ 保育所、学校等の教職員に対する研修会を定期的に開催する

**疾病対策課  
拠点病院**

保育園、幼稚園の教諭を対象とした研修会を開催する（年1回）

**こども支援課**

保育士を対象とした研修会の一分野として食物アレルギーに関する講座を実施する

**保健体育課**

学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会を開催し、学校における食物アレルギー対応マニュアルの策定や学校給食における食物アレルギー対応に関する調査等を実施する

学校生活において食物アレルギー症状が発症した事例の収集、フィードバックを実施する

教職員等を対象とした研修会を開催する（年4回程度）

**学事課**

私立学校等に対し、国等のアレルギー疾患への対応に係る関連通知を周知する

私立学校等に対し、国や県が主催するアレルギー疾患への対応に係る研修会を周知する

○ 保健センター等で乳幼児の相談支援を行う保健師や栄養士等、母子保健関係職員に向けて最新の情報を提供する

**疾病対策課  
拠点病院**

市町村の母子保健事業担当者を対象とした研修会を開催する（年1回）

○ 保健所等でシックハウス対策の相談対応を行う職員を対象とした研修会を定期的に開催する

**生活衛生課**

「健康で快適な住居環境づくり支援事業」の一環として、行政職員への研修を開催する（年3回程度）

○ 拠点病院において、電話相談窓口を設置し県民や関係機関からの相談に対応する

疾病対策課  
拠点病院  
保健体育課

学校等の生活管理指導表に関する相談事業を実施する

|                |                                                               |
|----------------|---------------------------------------------------------------|
| 疾病対策課<br>保健体育課 | <u>保育所・学校生活管理指導表の重要性を周知するとともに、学校等の生活管理指導表に関する相談事業の活用を案内する</u> |
|----------------|---------------------------------------------------------------|

学事課  
少子政策課  
保健体育課  
義務教育指導課

各種通知等を関係機関に周知する

|                  |                                           |  |
|------------------|-------------------------------------------|--|
| <b>庁内連絡会議構成課</b> | <u>関係部局等からのアレルギー疾患関連情報を、適宜関係事業者等に周知する</u> |  |
|                  | 各関係者の通常の連絡会や研修会において、アレルギー疾患に関する知識や情報を共有する |  |

### (3) 災害に備えた体制の整備

- 災害時への備えや災害発生時における対応について、研修会や講演会、ホームページ等により患者や家族、関係機関職員へ情報を提供する

**疾病対策課  
拠点病院**      災害時への備えや災害発生時における対応について、疾病対策課及び拠点病院ホームページを通じて県民に情報提供する

**災害対策課**      上記について消防防災課ホームページを通じて情報提供する（リンク）

- アレルギー疾患に配慮し、食料の備蓄を行う

**災害対策課**      アレルギー疾患に配慮した食料備蓄計画を策定する

**農産物安全課**      食料備蓄計画に基づいた調達、備蓄を行う

- 避難所での生活におけるアレルギー疾患への配慮等について、市町村の避難所運営を支援します

**災害対策課**      市町村が避難所運営マニュアルを作成する際の指針である「避難所運営に関する指針」に食物アレルギーの避難者に対する配慮について規定する

**疾病対策課**      市町村を対象に、避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会を開催する（年1回）

- 災害時には、アナフィラキシー等の重症化予防、食物アレルギーに関する情報や避難所での過ごし方等、患者やその家族、関係者に対してわかりやすい情報提供を行います

**疾病対策課  
拠点病院**      災害時に避難所等において必要な情報が提供できるよう、疾病対策課及び拠点病院ホームページを整備する

# 本日の内容

1. 各課の取組内容（令和7年度）
2. アレルギー疾患県民情報提供事業
3. 市町村を対象とした避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会の開催について

# (1) アレルギー疾患県民情報提供事業

## 【拠点委託事業】

アレルギー疾患の患者やその家族、その他の県民を対象として、アレルギー疾患の発症及び重症化予防のために、アレルギー疾患医療に関する正しい知識の普及、及び情報の提供を図る。

- ① アレルギー疾患講演会（シンポジウム）
- ② アレルギー疾患相談窓口
- ③ アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業
- ④ 医療機関情報提供体制の整備

## ① アレルギー疾患講演会（シンポジウム）

- 目 的 アレルギー疾患に関する正しい知識や治療に関する最新情報をわかりやすく伝える
- 日 時 未定
- 会 場 未定
- 対 象 アレルギー疾患の患者や家族、その他の県民
- 内 容 調整中

日時・会場・内容が決まり次第、埼玉県ＨＰへ掲載予定

## ② アレルギー疾患相談窓口

- 相談受付日 月・水・金曜日 13時～15時
- 相談対象者
  - アレルギー疾患の患者やその家族等
  - 学校、児童福祉施設、老人福祉施設及び障害者支援施設等の職員
  - アレルギー疾患を担当する行政機関の職員
- 相談方法 電話相談を原則とする。
  - 相談対象者からの相談に応じ、必要な相談支援・助言を行う

### ③ アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業

- 相談場所 埼玉県アレルギー疾患相談室（埼玉医科大学病院内）
- 相談対象者  
学校、保育所、幼稚園等の教職員
- 相談方法 電子メール  
相談室で相談票等を受理してから概ね 2 週間以内に回答
- アンケート  
回答の 6 か月後に相談者へアンケートを実施する

## ④ 医療機関情報提供体制の整備

地域の医療機関と連携し、アレルギー疾患医療を提供している医療機関の情報を収集し、ホームページ等で公表するなど、医療機関情報の提供体制を整備する。



埼玉医科大学病院  
埼玉県アレルギー疾患医療拠点病院

 埼玉医科大学病院 |  お問い合わせ  
 アレルギーポータルサイト |  埼玉県アレルギー疾患対策

医療機関検索      医療拠点病院について      埼玉県アレルギー疾患相談室      研修会・講演会のお知らせ

### + 医療機関検索

大人のアレルギー疾患

ぜんそく

子どものアレルギー疾患

ぜんそく

食物アレルギー

## (2) アレルギー疾患対策人材育成事業

アレルギー疾患医療を提供する医療関係者に対して、アレルギー疾患医療の専門的な知識の習得に資する研修を実施する。

また、アレルギー疾患の患者が利用する幼稚園、保育所、放課後児童クラブ及びその他の福祉施設等の職員並びに行政担当者に対して、アレルギー疾患患者に対する対応能力の向上のための研修を実施する。

- ① アレルギー疾患研修会（医療関係者）
- ② アレルギー疾患研修会  
（幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等の職員  
及び行政担当者等）

## ① アレルギー疾患研修会（医療関係者）

- 目 的 アレルギー疾患医療を提供する医療関係者に対して、アレルギー疾患医療の専門的な知識の習得に資する研修を実施する。

| 研修名等           | 日時・会場                            | 内容                                                 |
|----------------|----------------------------------|----------------------------------------------------|
| 第78回アレルギーフォーラム | 令和7年5月22日（木）17：45～<br>会場 埼玉医科大学  | 講演 アトピー性皮膚炎におけるA h Rの関与と治療<br>～タピナロフクリームのポジショニング～  |
| 第79回アレルギーフォーラム | 令和7年10月16日（木）17：45～<br>会場 埼玉医科大学 | 教育講演 「アレルギーマーチへの早期介入」<br>特別講演 「消化管のアレルギー疾患－最近の話題－」 |

## ② アレルギー疾患研修会（幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等の職員及び行政担当者等）

| 研修名等                   | 日時・会場                                             | 内容                                                                                                                               |
|------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 母子保健担当者研修会             | 令和7年12月4日（木）<br>14：00～16：30<br>大宮ソニックシティ9階 906会議室 | (1) 講演「食物アレルギー 管理と対応」<br>(2) 講演Ⅰ「食物アレルギー児の食事管理」<br>講演Ⅱ「食物アレルギーアナフィラキシー対応～症状の観察とアドレナリン自己注射を打つタイミング～」<br>実技 「アドレナリン自己注射薬の打ち方と抑制方法」 |
| 児童関連施設等職員向けアレルギー疾患研修会  | 令和8年1月15日（木）<br>13：45～16：00<br>会場 大宮ソニックシティ 小ホール  | 調整中                                                                                                                              |
| 保育所・幼稚園等職員向けアレルギー疾患研修会 | 令和8年2月19日（木）<br>13：45～16：00<br>会場 大宮ソニックシティ 小ホール  | 調整中                                                                                                                              |

# 本日の内容

1. 各課の取組内容（令和7年度）
2. アレルギー疾患県民情報提供事業
3. 市町村を対象とした避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会の開催について

### 3. 市町村を対象とした避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会の開催について

#### 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 第4章における関係各課の取組について

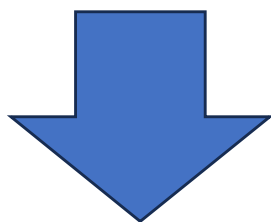
##### 3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

##### (3) 災害に備えた体制の整備

○ 避難所での生活におけるアレルギー疾患への配慮等について、市町村の避難所運営を支援します

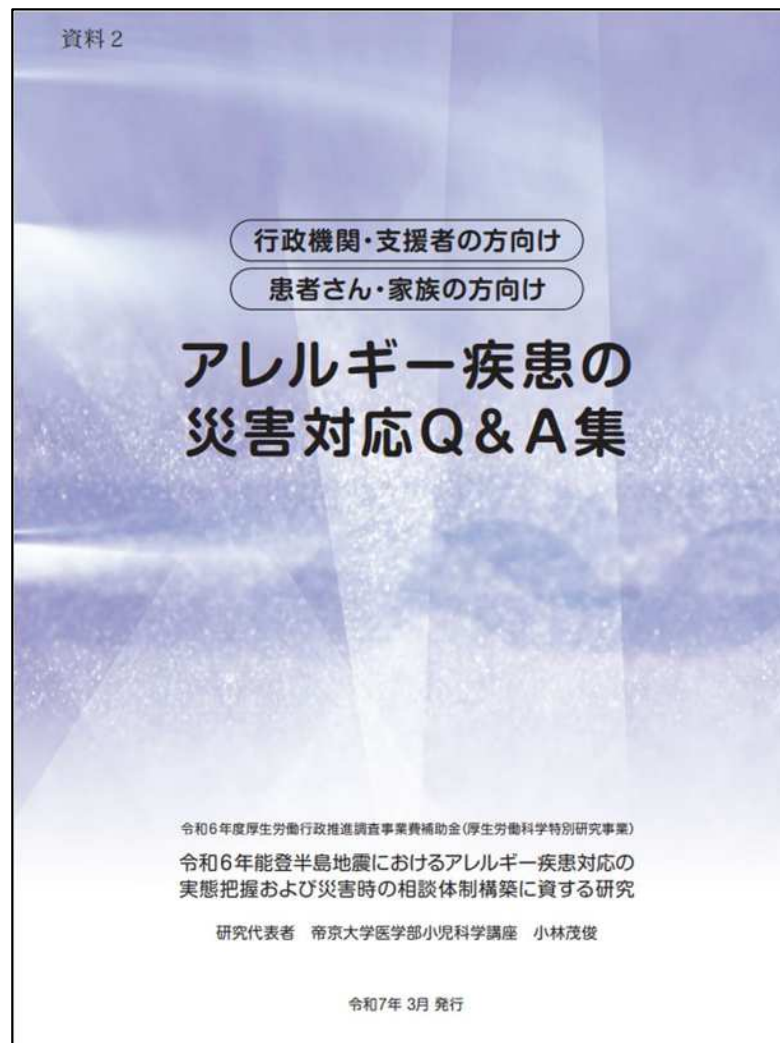
市町村を対象に、避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会を開催する（年1回）

疾病対策課



市町村を対象とした避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会の開催ができていない。

### 3. 市町村を対象とした避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会の開催について



これらの資料を参考とし、市町村を対象とした避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会を開催する。

## 作成したツールの内容

対象：●…アレルギー疾患がある方 ▲…行政担当者の方 ★…医療従事者の方  
対象の分類はしておりますが、資料はどなたがご覧になっても便利のように作成しております。

- 1 災害時におけるアレルギー疾患への対応 ●
- 2 アレルギー疾患がある方が災害時にすべきこと ●
- 3 アレルギー疾患のための災害への備えと対応 ●
- 4 お薬・水・食料備蓄できていますか？(揭示用) ●
- 5 アレルギー表示の注意点とアレルギー用ミルクの紹介 ●▲★
- 6 東日本大震災の避難所で実際に起きた事例 ●▲
- 7 一般向けFAQ集 ●▲★
- 8 自治体のための災害の備えと避難所運営の手引き ▲
- 9 災害時のアレルギー治療薬 ★
- 10 リンク集 ●▲★
- 付録1 アレルギーゼッケン ●
- 付録2 そなえるブック ●

市町村を対象とした避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会

対象者：市町村の危機管理・防災担当

内 容：総論、行政の役割等

形 式：オンデマンド動画配信

## 目次

|                                                                |           |
|----------------------------------------------------------------|-----------|
| <b>総論</b>                                                      | <b>5</b>  |
| Q. 災害の時になぜアレルギーの対応が重要なのですか                                     | 5         |
| Q. アレルギーへの対応は災害のどの時期(フェーズ)が重要ですか                               | 5         |
| Q. 災害時のアレルギー疾患対応の根拠となる指針などがありますか                               | 5         |
| Q. 災害時のアレルギー疾患対応に活用できる資料はありますか                                 | 6         |
| <b>行政の役割</b>                                                   | <b>7</b>  |
| Q. 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」に記載されている地方公共団体の災害に関する対応とはどのようなものですか | 7         |
| Q. 行政として平時から行うべきことはどのようなことですか                                  | 7         |
| Q. 平時から自助の啓発をすすめるためには何をしたらよいですか                                | 8         |
| Q. 地域のアレルギー患者数はどのように把握したら良いですか                                 | 8         |
| Q. 災害時に相談窓口は設置すべきですか                                           | 9         |
| <b>被災者対応</b>                                                   | <b>10</b> |
| Q. 被災者が行政に求めていることはどのようなものですか                                   | 10        |
| Q. アレルギーのある方からの要望があまりないのはどうしてですか                               | 10        |
| Q. 避難所でのタバコやペットの扱いはどうしたらよいですか                                  | 11        |
| Q. 避難所での炊き出しの際に気を付けることはありますか？                                  | 12        |
| Q. 避難所で被災者のアレルギーに関する情報をどのように収集したらよいですか                         | 13        |
| Q. 被災者のアレルギーに関する情報収集は避難所で行うのですか                                | 15        |
| Q. 被災者の方から得たアレルギーの情報は共有してもよいのですか                               | 15        |
| Q. 調査票以外にアレルギーに関して活用できる情報はありますか                                | 16        |
| Q. 被災者のアレルギーに関する情報はどこで共有したらよいですか                               | 16        |
| Q. 避難所で食物アレルギーのある方が見つかりました。初動はどうしたらよいですか                       | 18        |
| Q. 避難所で気管支喘息のある方が見つかりました。初動はどうしたらよいですか                         | 18        |
| Q. 避難所でアトピー性皮膚炎のある方が見つかりました。初動はどうしたらよいですか                      | 18        |
| <b>食料備蓄</b>                                                    | <b>19</b> |
| Q. 行政としてアレルギー対応食品はどれくらい備蓄するのが良いですか                             | 19        |
| Q. アレルギー対応食品の備蓄はどこに保管すると良いですか                                  | 19        |
| Q. アレルギー表示とは具体的に何をすればよいですか                                     | 20        |
| Q. 「同じ製造場所で小麦を含む製品を生産しています」と記載されている食品は小麦アレルギーの方に利用しないほうがよいですか  | 20        |
| Q. 備蓄の維持で気をつける事はありますか                                          | 21        |
| Q. 備蓄を災害時の需要に合わせて配布するための工夫はありますか                               | 21        |
| <b>付表 アレルギー表示について</b>                                          | <b>22</b> |